三田市学生まちづくり活動費補助金　概要

三田市学生まちづくり活動費補助金制度とは

【趣旨・目的】

学生まちづくり活動費補助金制度とは、学生の柔軟な発想に基づくアイデア等を活かした事業の提案を公募し、学生や学生団体等に対して、市が補助金を交付し、その資金を活用して学生が実際に活動する制度です。

申請対象となる活動について

１　対象要件

次の要件をすべて満たす個人または団体を対象とします。

①学生、または学生で構成する団体

②団体の場合には以下の要件を満たすこと

ア　代表者が学生でかつ学生が過半数で構成すること

イ　組織及び運営に関する事項を定めていること

※団体規約等を定めていない場合は、参考に規約サンプルをホームページに掲載していますのでご活用ください。

ウ　事務局が国又は地方公共団体にないこと

エ　宗教活動、政治活動、選挙活動及び営利活動を目的としていないこと

③暴力団又はその構成員の統制下にない者

本制度において「学生」は、高等学校、大学（大学院を含む）、短期大学及び専門学校に籍を置く学生を対象としています

２　対象となる事業の要件

**学生が主体となって取り組む市内で行う事業で、本市のまちづくりに資する事業を対象とします。**また、提案できる事業は同一の申請者につき1事業です。

※ 次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

①営利を主たる目的とする事業

②特定の個人や団体のみが利益を受ける事業

③政治、宗教、選挙活動を目的とする事業

④学校行事にあたる事業

⑤国、県、市、その他公的機関から補助金等の財政的な支援を受けている事業（民間の助成金は除く）

３　対象となる活動期間

**令和７年１月末までに完了する事業**

　※ 補助金の交付決定前に開始した事業については、交付決定後の経費が対象となります。交付決定までに終了した事業は補助の対象外とします。

　※ 事業完了後14日以内に事業報告書と収支決算書を提出いただきます。

　※ 令和７年２月に事業の成果報告（公開）をしてもらいます。

４　補助金額

　　1事業あたりの補助金の上限は25,000円（1,000円未満は切り捨て）

５　補助金の対象となる経費（対象経費）

　対象活動期間内に行われる事業に、必要な費用を補助します。補助金を使用したすべての経費についての領収書の添付が必要になります。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 対象となる経費 |
| 謝礼 | 外部講師等の謝礼 |
| 交通費 | 外部講師等の交通費、事業に必要な交通費(スタッフの事業参加、打合せ、準備作業に必要な交通費) 1日1人あたり3,000円を上限  ※宿泊費は対象外  ※対象になる場合や金額の計算方法については問合せください。 |
| 消耗品費及び原材料費 | 事業実施に必要な消耗品費・原材料費 |
| 燃料費 | 作業等に必要な機材等の燃料費 |
| 印刷製本費 | ポスター、チラシ、資料等の印刷代、コピー代 |
| 通信費 | 郵便などに必要な経費 |
| 保険料 | 事業実施のためにかける保険料 |
| 使用料・レンタル料 | 会場の使用料、車両、機械等のレンタル料 |
| その他 | その他市長が必要と認めるもの |

※ 領収書がない場合や備品の購入、特定の個人への物品提供など、原則として対象外となる経費があります。対象経費については、事前にご相談ください。

応募手続きについて

１　募集期間　　令和６年４月１日（月）～令和６年１１月２９日（金）まで

　※予算額に到達し次第、申請受付を締め切ります。

２　提出書類

　【団体の申請の場合】

①三田市学生まちづくり活動費補助金制度　応募申請書（団体用）

②団体の規約（定款等）

※定めていない場合は市ホームページに掲載しているサンプルを活用し、作成ください。

③活動内容・実績のわかる資料（ある場合のみ・任意）

【個人の申請の場合】

①三田市学生まちづくり活動費補助金制度　応募申請書（個人用）

②活動内容・実績のわかる資料（ある場合のみ・任意）

※様式は、市ホームページ（ホーム＞組織から探す＞総合政策部＞移住定住促進課＞補助金・助成金＞学生のまちづくり活動費補助金）に掲載しています。

３　提出先と提出方法

　　上記応募書類を記入の上、市ホームページ内の申請フォームに添付し申込み

　　※応募にかかる経費は、申請者の負担とします。

　　※提出された応募書類は、返却しません。

　　※提出された応募書類は、個人情報の保護対象となる部分を除き公開します。

提案事業の選考について

選考の方法

　申請者及び事業の内容が、要件に該当するかどうかを応募書類により審査します。

　地域課題の解決をテーマとする事業かどうかを中心に、主体性や実現可能性などの観点から総合的に審査します。

採択後の手続き・事業報告について

　採択された事業の完了後等に必要な書類や提出時期は、採択された個人・団体にお知らせします。

【問い合わせ】

三田市　総合政策部　移住定住促進課

〒669-1595　三田市三輪２丁目１－１

TEL：079-555-6776　メール：ijyu@city.sanda.lg.jp